

平成 17 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ッ ド マ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 本 明
(JASDAQ ・ コード 7535)
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 余 語 岳 仁
経 営 企 画 室 長
電 話 番 号 052-774-4350

A C S 社 保 有 特 許 に 対 す る 無 効 審 決 の お 知 ら せ

弊社は、昨年(平成 16 年)1 月 16 日付けにて、米国ガイダント社の 100%子会社である ACS(アドバンスド カーディオバスキュラー システムズ)社から、同社保有(日本国内)特許に基づき、弊社販売製品である冠状動脈用ステント(デュラフレックス コロナリーステント)が特許を侵害しているという趣旨で、販売等行為の差し止めを求める仮処分の訴えを受けました。

当時より我々は、ACS 社の申立理由に関して、事実無根であるとの確固たる見解で同仮処分の訴えに対応してきました。

また同時に、そもそもこの特許自体の有効性に問題があるとの強い認識により、弊社(請求人)は特許庁に対して、同年(平成 16 年)2 月 12 日付けにて、特許無効の審判請求を致しました(ACS 社:被請求人)。

かかる経緯により、本年(平成 17 年)5 月 31 日付けにて、弊社の請求通り、ACS 社保有特許は無効であるとの審決が下され、6 月 10 日に送達されました。

尚、先般の仮処分の訴え自体は、昨年(平成 16 年)6 月 30 日に ACS 社自ら、東京地方裁判所より取り下げることにて終結しております。

よって、弊社製品(デュラフレックス コロナリーステント)に纏わる全ての係争は、とりあえず終結し、様々な法的角度から弊社の誠実な経営姿勢があらためて証明されたことになり、ここに慎んでお知らせいたします。

以 上